

届出対象区域の区域内における行為の届出に関する事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という。）第64条第4項の規定に基づき、届出対象区域の区域内における行為の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務分掌)

第2条 この要領に定める事務は、災害復興局土地利用課（以下「土地利用課」という。）が所管する。

(届出対象区域の区域内における行為の届出)

第3条 届出対象区域の区域内において法第64条第4項又は第5項に規定する行為を行おうとする者（以下「届出者」という。）は、当該行為に着手する日の30日前までに、次のとおり届け出なければならない。

(1) 法第64条第4項の規定による届出対象区域の区域内における行為の届出（以下「届出」という。）は、届出対象区域の区域内における行為の届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に別表1に掲げる図書（以下「図書」という。）を1部添付して行うものとする。

(2) 法第64条第5項の規定による届出対象区域の区域内における行為の変更の届出（以下「変更の届出」という。）は、届出対象区域の区域内における行為の変更届出書（様式第2号）に図書を1部添付して行うものとする。

(3) 前号の図書は、変更のあった部分を図面上に明示するものとする。

2 市長は、法第64条第4項第1号及び第3号並びに第4号に規定されたもののうち、復興整備事業の実施に支障となるおそれがある行為を行う者に対して前項の規定に基づき届け出るよう指導するものとする。

(他法令の遵守)

第4条 届出者は、図書に記載する事項について他法令に関するものを含む場合、担当部局と協議し、他法令の制限及び基準を遵守するものとする。

(届出の事前相談)

第5条 届出者は、届出又は変更の届出（以下「届出等」という。）を行おうとする場合は、当該行為の概要が分かる図面等を用いて土地利用課と事前相談を行うものとする。

(指導及び助言)

第6条 市長は、届出者に対して当該届出に係る行為の設計及び施工に係る事項について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(届出等の受理)

第7条 市長は、届出者からの届出等が第3条に規定する形式上の要件を満たしている場合は、当該届出等を受理するものとする。ただし、当該届出等に

書類の添付漏れ又は記載漏れがあった場合は、届出者に対して速やかに補正等の指示をするものとする。

(届出者への通知)

第8条 市長は、前条の規定により届出等を受理した場合は、当該届出等に関する行為が復興整備事業の実施に支障となるかどうかを審査し、速やかに届出者に対して、届出対象区域の区域内における行為の届出受理通知書（第3号様式）（以下「受理通知書」という。）により通知するものとする。ただし、当該届出等に関する行為が復興整備事業の実施に支障となると判断した場合は、受理通知書に不適合事項を明記し、届出者に対して通知するものとする。

(不適合事項に関する指導)

第9条 市長は、届出等に関する行為が復興整備事業の実施に支障となると判断した場合は、届出者に対して弁明の機会を付与した上で、是正指導通知書（第4号様式）により必要な指導を通知することができる。

2 市長は、届出等の内容に疑義が生じたとき又は届出のない建築行為等を確認したときは、届出者又は届出等に関する設計施工若しくは届出業務を代行する者等（以下「届出関係者」という。）に対して事情の聴取や報告を求めた上で事実確認を行い、復興整備事業の実施に支障となると判断した場合は、前項に規定する是正指導通知書により必要な指導を通知することができる。

(報告)

第10条 届出関係者は、前条の規定により通知された是正指導通知書に基づいて講じた是正内容について、市長に対して是正報告書（第5号様式）により報告するものとする。

(勧告)

第11条 市長は、前条の規定による報告の是正内容が、未だ復興整備事業の実施に支障となると判断したとき又は前条の規定による報告を怠ったときは、法第64条第6項の規定に基づき、届出者に対して勧告書（第6号様式）により設計の変更その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、設計の変更その他必要な措置を講じないことが明らかな場合は、弁明の機会を付与した上で、再度勧告書により勧告することができる。

(届出等の取止め)

第12条 届出者は、届出等を行った後、当該届出等に関する行為を中止するとき又は届出等に関する建築敷地を変更するとき若しくは建築物の設計に大規模な変更が生じたとき等は、取止め届（第7号様式）を提出するものとする。

(細則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要なものは別途定める。

附 則

この要領は、平成28年12月19日から施行する。

別表1（第3条関係）

届出行為の種類 添付図書の種類	土地の区画形質の変更	建築物の建築	工作物の建設	建築物の用途の変更
		新築 改築 増築 移転	新設 増設 移設	
付近見取図【S=1/2500以上】	●	●	●	●
配置図【S=1/200以上】		●	●	●
断面図(2面以上)【S=1/200以上】		●	●	●
設計図【S=1/1000以上】	●			

- * 届出行為の種類が複数にまたがる場合は、必要な添付図書を組み合わせること。
- * 設計図は、土地の区画形質の変更後における公共の用に供する施設の位置及び形状を、当該土地の形質の変更により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示すること。